

川崎市立有馬中学校

ホームページ開設に向けて ーホームページ運用規約の整備 ープライバシーポリシーの改正

本資料では、PTA ホームページ開設に向けて、運用規約を新設すると共に、プライバシーポリシーを見直し、改正案を提示したものである。

有馬中学校 PTA 役員一同

[日付]

(新設案)

有馬中学校 PTA ホームページ運営規程

この規程は、川崎市立有馬中学校 PTA（以下「本会」という）が制作・運営する有馬中学校 PTA ホームページ（以下「本ホームページ」という）の適切かつ円滑な運営に関して必要な事項を定める。

第 1 章（目的）

本ホームページは、以下の事項を目的として運営する。

1. 本会の活動を紹介し、活動への理解を促し、積極的な参加を呼びかけること。
2. 地域等に向けて、学校や PTA 活動を公開し、校外の協力支援、生徒の安全確保などに役立てること。
3. 会員に向けて迅速に情報提供を行うこと。
4. その他 PTA 活動に必要なことに役立てること。

第 2 章（管理体制）

1. 本ホームページの運営責任管理者は、本会会長とする。
2. 本ホームページの管理実務（更新・メンテナンス、アカウント情報の管理等）は、本会の中から選任されたホームページ担当者（本部役員・広報担当等）が行う。

第 3 章（掲載内容）

本ホームページには、以下の内容を掲載する。

1. 本会の活動報告（行事を撮影した写真等を含む）
2. 活動告知、ボランティア募集
3. 本会規約、各種申請フォーマット等
4. その他、活動に際し必要と判断したもの

第 4 章（掲載手順と承認）

1. 本ホームページへの掲載は本会会長より事前に内容の承認を得た上で実施する。

2. 生徒および会員にとって必要不可欠な情報は、本ホームページ掲載に加え、配信メール等で周知するなどの配慮を行う。

第5章（個人情報の保護と削除）

1. 不特定多数が閲覧できるページには、個人が特定できない情報（写真・動画・記述等）のみを掲載する。ただし、本会及び学校が、本人（生徒についてはその保護者）より承諾を得られている場合は、これに限らない。
2. 総会資料等、会員向けに限定して公開すべき情報については、掲載するファイル等に閲覧パスワードを設定し、そのパスワードを会員に対して別途（配信メール等で）通知する運用を行うことができる。
3. 個人情報の取扱いに関しては「有馬中学校 PTA 個人情報取扱規則」を遵守する。

規則からの一部抜粋)

【第2条】本会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令等および本規則に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

【第10条】個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。不要となった個人情報は、管理者確認のもとで、適正かつ速やかに廃棄（データの完全消去を含む）するものとする。

※ 詳細は、4 ページ以降参照

4. 公開した内容については、いつでも掲載の取り消しを申し出ることができる。本人または保護者から掲載情報の削除依頼があった場合は、管理者の判断のもと速やかに対処する。

第6章（掲載禁止事項）

以下の各号に該当する内容は掲載することができない。

1. 本規程に定める目的を逸脱した趣旨の広告、宣伝、個人の営利を目的としたもの（ただし、PTA が主催・認可する事業において、会員向けの決済機能等を利用する場合を除く）
2. 個人または団体を誹謗中傷するもの
3. PTA 活動の趣旨にそぐわないもの
4. 事実と反するもの、または掲載が不適切と判断されるもの
5. プラットフォーム上における、第三者からの不適切な書き込みを放置すること（必要に応じてコメント受付機能の制限等を行う）

第7章（リンク等の制限）

1. 事前の許可無く本ホームページへのリンクを作成することを禁止する。本ホームページへのリンクは、本規程に定める目的のために制作したホームページ上に作成することができる。
2. 本ホームページへのリンクの作成の可否は、本会運営委員会での審議を経て決定する。
3. 本ホームページのリンク先においても、本ホームページの内容を無断転載することを禁止する。
4. 本ホームページへのリンクが認められた後も、本会が不適切と判断するリンクについては、削除を要請する場合がある。

第8章（免責事項）

本ホームページにて情報を公開するにあたり、生徒・保護者・地域の方々・教職員の人権を侵害しないように、また、著作権の侵害にあたる内容についても掲載しないように注意を払い作成するが、情報の正確性・安全性・有用性等については、誤解を生みやすい記載や誤植を含む可能性がある。誤解を生みやすい記載や誤植はできる限り修正し対応する。しかし、元の記載で生じたいかなる損害に関しても、本会では責任を負いかねる。

第9章（著作権）

本ホームページのコンテンツに関する著作権は本会に帰属する。

第10章（規程の所管）

本規程の所管は本会運営委員会とする。

第11章（規程の改訂）

本規程の改訂は、運営委員会において協議の上、決定するものとする。

付則

本規程は令和8年〇月〇日より施行する。

現行	改正案
プライバシーポリシー ●川崎市立有馬中学校 PTA では、以下の川崎市立有馬中学校 PTA 個人情報取扱規則に従って個人情報を取り扱うものとする。 川崎市立有馬中学校 P T A 個人情報取扱規則 (目的) 【第 1 条】この規則は、川崎市立有馬中学校 PTA (以下「本会」と称す) の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。 (責務) 【第 2 条】本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。 (個人情報の定義) 【第 3 条】個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。 (管理者) 【第 4 条】本会における個人情報の管理者は会長とする。 (取扱者) 【第 5 条】本会における個人情報の取扱者は役員及び運営委員とする。 (秘密保持義務) 【第 6 条】個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とす	【第 1 条】この規則は、川崎市立有馬中学校 PTA (以下「本会」という。) が保有する個人情報について、その適正な取得、利用、管理に必要な事項を定めることにより、本会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利および利益を保護することを目的とする。 【第 2 条】本会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令等および本規則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。 【第 3 条】この規則における個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、氏名、連絡先、写真その他の記述等により、特定の個人を識別できるもの、または他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものをいう。 【第 4 条】本会における個人情報の管理者は PTA 会長とする。 【第 5 条】本会における個人情報の取扱者は、役員、運営委員、および本会の活動上必要な範囲で個人情報を取り扱う委員とする。

る。 (収集方法) 【第 7 条】円滑な PTA 活動をおこなうために以下の情報を取得する。個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し本人に明示する。 (1) 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレス) (2) 会員の子どもの氏名・クラス (3) 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真 (利用) 【第 8 条】取得した個人情報は以下の目的のために使用する。 (1) PTA 活動に必要な連絡網および名簿の作成 (2) PTA 会費集金、管理、その他の文書の送付 (利用目的による制限) 【第 9 条】本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 8 条により特定された使用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。	(取得する個人情報) 【第 7 条】本会は、円滑な PTA 活動を行うため、必要な範囲で以下の個人情報を取得する。個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を明示し、必要な範囲を超えて取得しないものとする。 (1) 生徒の氏名、学年、クラス (2) 保護者の氏名・連絡先(メールアドレス、電話番号) (3) 行事、活動、広報等において撮影する肖像(写真・動画等) (4) 問合せをした者の氏名、連絡先(メールアドレスなど)、問い合わせ内容 (利用目的の特定) 【第 8 条】本会は、取得した個人情報を、以下の目的の範囲内でのみ取り扱い、目的外には利用しない。 (1) PTA 活動に必要な名簿の作成および管理 (2) PTA 活動、委員会活動、行事等に関する連絡 (3) PTA 会費の集金、管理、会計処理 (4) PTA 活動に関する文書、資料、案内等の作成および送付 (5) 広報誌、活動報告、PTA ホームページ等における PTA 活動の紹介 (6) 問合せへの対応 (7) その他、本会の目的を達成するために必要な活動 (写真・動画等の取扱い) 【第 9 条】 (1) 本会は、PTA 活動、学校行事、委員会活動等において、広報活動または活動記録を目的として写真・動画等を撮影することがある。 (2) 撮影した写真・動画等を広報誌、PTA ホームページ、活動報告資料等に掲載する場合は、個人
---	--

(管理) 【第 10 条】個人情報とは、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。 (保管及び持ち出し等) 【第 11 条】 1. 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。 また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。 2. 個人情報を紙媒体で保存する場合、施錠できる場所等に保管する。 3. 個人情報を含む電子データをクラウドサービスに保管する場合、当該個人データを利用しない。 適切にアクセス制限を行っているクラウドサービス事業者を利用する。 4. 個人情報を含む電子データを前項のクラウドサービスに保管する場合、管理者は第三者へ漏洩しないよう閲覧、編集権限を取扱者に対して適切に付与する。 5. クラウドサービスに保管された個人情報を含む電子データは、本会が所有するパソコンを除き、みだりにダウンロードしない。	が不必要に特定されないよう、掲載する写真の選定、集合写真の使用、画像の加工等、必要な配慮を行う。 (3) 個人が明確に識別できる写真・動画等を掲載する場合は、必要に応じて本人または保護者の同意を得るものとする。 (4) 掲載を希望しない旨の申し出があった場合、本会は、当該本人が特定されないよう加工する、または掲載しない等の対応を行う。 (5) 撮影した写真・動画等は、本会の活動目的以外に使用しない。 (管理) 【第 10 条】個人情報とは、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会い確認のもとで、適正かつ速やかに廃棄(データの完全消去を含む)するものとする。 【第 11 条】 (1) 個人情報を含む電子データを取り扱う場合は、パスワード管理、アクセス制限、ウィルス対策等、適切な安全管理を行う。 (2) 個人情報を含む紙媒体は、施錠できる場所等に保管する。 (3) 個人情報を含む電子データをクラウドサービスに保管する場合は、適切なアクセス制限等の安全管理措置が講じられたサービスを利用する。 (4) 管理者は、クラウドサービス上の閲覧・編集権限を、必要な取扱者に限って付与する。 (5) 個人情報を含む電子データは、活動上必要な場合を除き、私物端末等へみだりにダウンロードしない。
--	---

6. クラウドサービスのアカウントIDとパスワードは、第5条に定めた取扱者が適切に管理する。 7. クラウドサービスのパスワードは年1回以上変更するものとする。 (第三者提供の制限) 【第12条】 個人情報とは次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。 (1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (3) 公衆衛生の向上または児童・生徒の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (共同利用) 【第13条】 本会は、川崎市立有馬中学校と使用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。 (1) 利用する項目：第7条で定める通り (2) 利用するものの範囲：川崎市立有馬中学校と本会 (3) 利用目的：第8条で定める通り (4) 責任者：第4条で定める通り (第三者提供に係る記録の作成等) 【第14条】 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号および、県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。	(6) アカウントIDおよびパスワードは、取扱者が適切に管理し、第三者に共有しない。 (7) 取扱者が交代した場合は、速やかに権限の変更または削除を行う。 【第12条】 本会は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しない。 (4) 国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた者が・・・(以下略) 【第13条】 本会は、PTA活動の実施に必要な範囲に限り、川崎市立有馬中学校と個人情報を共有することがある。 (1) 共有する項目：第7条に定める情報のうち、PTA活動に必要なもの (2) 共有する者の範囲：川崎市立有馬中学校および本会 (3) 利用目的：第8条に定める目的の範囲内 (4) 管理責任者：本会においてはPTA会長 (第三者提供に係る記録) 【第14条】 本会が個人情報を第三者に提供した場合、必要に応じて、提供先、提供日、提供した情報の項目、本人同意の有無等を記録する。
---	--

(1) 第三者の氏名 (2) 提供する対象者の氏名 (3) 提供する情報の項目 (4) 対象者の同意を得ている旨 (第三者提供を受ける際の確認等) 【第 15 条】 第三者（第 12 条第 1 号から第 4 号および、県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。 (1) 第三者の氏名 (2) 第三者が個人情報を取得した経緯 (3) 提供を受ける対象者の氏名 (4) 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要） (情報開示等) 【第 16 条】 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。 (漏えい時等の対応) 【第 17 条】 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。 (研修) 【第 18 条】 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。 (苦情の処理) 【第 19 条】 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。 (改正) 【第 20 条】 本会の「川崎市立有馬中学校 P T A 個人	【第 15 条】 本会が第三者から個人情報の提供を受け る場合、必要に応じて、提供元、取得経緯、提供を受 けた情報の項目、本人同意の有無等を確認する。 (開示・訂正・利用停止等) 【第 16 条】 本会は、本人から自己の個人情報につい て、開示、訂正、追加、削除、利用停止等の申し出が あった場合は、法令等に基づき、適切に対応する。 (漏えい等発生時の対応) 【第 17 条】 個人情報の漏えい、紛失、滅失、毀損、ま たはそのおそれがあることを把握した場合、取扱者は 直ちに管理者へ報告する。管理者は、事実確認、被害 拡大防止、関係者への連絡、再発防止等、必要な対応 を行う。 (研修・周知) 【第 18 条】 本会は、個人情報の取扱者に対し、必要に応じて個人 情報の取扱いに関する説明または研修を行う。また、 本規則の内容を会員に周知する。 (苦情・相談等への対応) 【第 19 条】 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情または相談が あった場合、適切かつ迅速な対応に努める。 【第 20 条】
---	--

情報取扱規則」は、総会において改正する。 【附則】 本規則は、令和4年9月10日より施行する。 ■個人情報管理者 有馬中学校 PTA 会長 山口 正孝 arima.jhs.pta@gmail.com	本規則の改正は、総会の議決を経て行う。 【附則】 本規則は、令和●年●月●日より施行する。 ■個人情報管理者 有馬中学校 PTA 会長 ■連絡先：arima.jhs.pta@gmail.com
--	---

現行	改正案
プライバシーポリシー ●川崎市立有馬中学校 PTA では、以下の川崎市立有馬中学校 PTA 個人情報取扱規則に従って個人情報を取り扱うものとする。 川崎市立有馬中学校 P T A 個人情報取扱規則 (目的) 【第 1 条】この規則は、川崎市立有馬中学校 PTA (以下「本会」と称す) の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。 (責務) 【第 2 条】本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。 (個人情報の定義) 【第 3 条】個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。 (管理者) 【第 4 条】本会における個人情報の管理者は会長とする。 (取扱者) 【第 5 条】本会における個人情報の取扱者は役員及び運営委員とする。 (秘密保持義務) 【第 6 条】個人情報の管理者および取扱者は、職務上	【第 1 条】この規則は、川崎市立有馬中学校 PTA (以下「本会」という。) が保有する個人情報について、その適正な取得、利用、管理に必要な事項を定めることにより、本会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利および利益を保護することを目的とする。 【第 2 条】本会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令等および本規則に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。 【第 3 条】この規則における個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、氏名、連絡先、写真その他の記述等により、特定の個人を識別できるもの、または他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものをいう。 【第 4 条】本会における個人情報の管理者は PTA 会長とする。 【第 5 条】本会における個人情報の取扱者は、役員、運営委員、および本会の活動上必要な範囲で個人情報を取り扱う委員とする。

知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。 (収集方法) 【第 7 条】円滑な PTA 活動をおこなうために以下の情報を取得する。個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し本人に明示する。 (1) 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレス) (2) 会員の子どもの氏名・クラス (3) 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真 (利用) 【第 8 条】取得した個人情報は以下の目的のために使用する。 (1) PTA 活動に必要な連絡網および名簿の作成 (2) PTA 会費集金、管理、その他の文書の送付 (利用目的による制限) 【第 9 条】本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 8 条により特定された使用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。	(取得する個人情報) 【第 7 条】本会は、円滑な PTA 活動を行うため、必要な範囲で以下の個人情報を取得する。個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を明示し、必要な範囲を超えて取得しないものとする。 (1) 生徒の氏名、学年、クラス (2) 保護者の氏名・連絡先(メールアドレス、電話番号) (3) 行事、活動、広報等において撮影する肖像(写真・動画等) (4) 問合せをした者の氏名、連絡先(メールアドレスなど)、問い合わせ内容 (利用目的の特定) 【第 8 条】本会は、取得した個人情報を、以下の目的の範囲内でのみ取り扱い、目的外には利用しない。 (1) PTA 活動に必要な名簿の作成および管理 (2) PTA 活動、委員会活動、行事等に関する連絡 (3) PTA 会費の集金、管理、会計処理 (4) PTA 活動に関する文書、資料、案内等の作成および送付 (5) 広報誌、活動報告、PTA ホームページ等における PTA 活動の紹介 (6) 問合せへの対応 (7) その他、本会の目的を達成するために必要な活動 (写真・動画等の取扱い) 【第 9 条】 (1) 本会は、PTA 活動、学校行事、委員会活動等において、広報活動または活動記録を目的として写真・動画等を撮影することがある。
---	--

(管理) 【第 10 条】個人情報とは、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。 (保管及び持ち出し等) 【第 11 条】 1. 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。 また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。 2. 個人情報を紙媒体で保存する場合、施錠できる場所等に保管する。 3. 個人情報を含む電子データをクラウドサービスに保管する場合、当該個人データを利用しない。 適切にアクセス制限を行っているクラウドサービス事業者を利用する。 4. 個人情報を含む電子データを前項のクラウドサービスに保管する場合、管理者は第三者へ漏洩しないよう閲覧、編集権限を取扱者に対して適切に付与する。 5. クラウドサービスに保管された個人情報を含む	(2) 撮影した写真・動画等を広報誌、PTA ホームページ、活動報告資料等に掲載する場合は、個人が不必要に特定されないよう、掲載する写真の選定、集合写真の使用、画像の加工等、必要な配慮を行う。 (3) 個人が明確に識別できる写真・動画等を掲載する場合は、必要に応じて本人または保護者の同意を得るものとする。 (4) 掲載を希望しない旨の申し出があった場合、本会は、当該本人が特定されないよう加工する、または掲載しない等の対応を行う。 (5) 撮影した写真・動画等は、本会の活動目的以外に使用しない。 (管理) 【第 10 条】個人情報とは、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会い確認のもとで、適正かつ速やかに廃棄(データの完全消去を含む)するものとする。 【第 11 条】 (1) 個人情報を含む電子データを取り扱う場合は、パスワード管理、アクセス制限、ウィルス対策等、適切な安全管理を行う。 (2) 個人情報を含む紙媒体は、施錠できる場所等に保管する。 (3) 個人情報を含む電子データをクラウドサービスに保管する場合は、適切なアクセス制限等の安全管理措置が講じられたサービスを利用する。 (4) 管理者は、クラウドサービス上の閲覧・編集権限を、必要な取扱者に限って付与する。 (5) 個人情報を含む電子データは、活動上必要な場
--	--

電子データは、本会が所有するパソコンを除き、みだりにダウンロードしない。 6. クラウドサービスのアカウント ID とパスワードは、第 5 条に定めた取扱者が適切に管理する。 7. クラウドサービスのパスワードは年 1 回以上変更するものとする。 (第三者提供の制限) 【第 12 条】 個人情報とは次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。 (1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (3) 公衆衛生の向上または児童・生徒の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (共同利用) 【第 13 条】 本会は、川崎市立有馬中学校と使用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。 (1) 利用する項目：第 7 条で定める通り (2) 利用するものの範囲：川崎市立有馬中学校と本会 (3) 利用目的：第 8 条で定める通り (4) 責任者：第 4 条で定める通り (第三者提供に係る記録の作成等) 【第 14 条】 個人情報を第三者（第 12 条第 1 号から第	合を除き、私物端末等へみだりにダウンロードしない。 (6) アカウント ID およびパスワードは、取扱者が適切に管理し、第三者に共有しない。 (7) 取扱者が交代した場合は、速やかに権限の変更または削除を行う。 【第 12 条】 本会は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しない。 (4) 国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた者が・・・以下略 【第 13 条】 本会は、PTA 活動の実施に必要な範囲に限り、川崎市立有馬中学校と個人情報を共有することがある。 (1) 共有する項目：第 7 条に定める情報のうち、PTA 活動に必要なもの (2) 共有する者の範囲：川崎市立有馬中学校および本会 (3) 利用目的：第 8 条に定める目的の範囲内 (4) 管理責任者：本会においては PTA 会長 (第三者提供に係る記録) 【第 14 条】 本会が個人情報を第三者に提供した場合、
--	--

4号および、県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。 (1) 第三者の氏名 (2) 提供する対象者の氏名 (3) 提供する情報の項目 (4) 対象者の同意を得ている旨 (第三者提供を受ける際の確認等) 【第15条】 第三者（第12条第1号から第4号および、県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。 (1) 第三者の氏名 (2) 第三者が個人情報を取得した経緯 (3) 提供を受ける対象者の氏名 (4) 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要） (情報開示等) 【第16条】 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。 (漏えい時等の対応) 【第17条】 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。 (研修) 【第18条】 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。 (苦情の処理) 【第19条】 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。	必要に応じて、提供先、提供日、提供した情報の項目、本人同意の有無等を記録する。 【第15条】 本会が第三者から個人情報の提供を受けるとき、必要に応じて、提供元、取得経緯、提供を受けた情報の項目、本人同意の有無等を確認する。 (開示・訂正・利用停止等) 【第16条】 本会は、本人から自己の個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等の申し出があった場合は、法令等に基づき、適切に対応する。 (漏えい等発生時の対応) 【第17条】 個人情報の漏えい、紛失、滅失、毀損、またはそのおそれがあることを把握した場合、取扱者は直ちに管理者へ報告する。管理者は、事実確認、被害拡大防止、関係者への連絡、再発防止等、必要な対応を行う。 (研修・周知) 【第18条】 本会は、個人情報の取扱者に対し、必要に応じて個人情報の取扱いに関する説明または研修を行う。また、本規則の内容を会員に周知する。 (苦情・相談等への対応) 【第19条】 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情または相談があった場合、適切かつ迅速な対応に努める。
---	--

(改正) 【第 20 条】 本会の「川崎市立有馬中学校 P T A 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。 【附則】 本規則は、令和 4 年 9 月 10 日より施行する。 ■個人情報管理者 有馬中学校 PTA 会長 山口正孝 arima.jhs.pta@gmail.com	【第 20 条】 本規則の改正は、総会の議決を経て行う。 【附則】 本規則は、令和●年●月●日より施行する。 ■個人情報管理者 有馬中学校 PTA 会長 ■連絡先：arima.jhs.pta@gmail.com
--	---